

**出産や手術での大量出血などの際  
「フィブリノゲン製剤」・「血液凝固第Ⅸ因子製剤」の投与により  
C型肝炎ウイルスに感染された方へ**

【丹後保健所 ☎0772-62-0361】

C型肝炎訴訟について、肝炎被害者の方の早期・一律救済のため、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」が制定され、1月16日から施行されましたのでお知らせします。

国では、今後、この法律に基づく給付金の支給の仕組みに沿って、和解を進めていくこととされています。

なお、給付金に関しては、下記の（独）医薬品医療機器総合機構にご相談ください。

**給付金の支給が受けられる対象者**

妊娠中や出産時の大量出血、手術での大量出血等の際に「**特定フィブリノゲン製剤**」や「**特定血液凝固第Ⅸ因子製剤**」の投与を受けたことによって、C型肝炎ウイルスに感染された方及びその相続人の方。（輸血による感染は対象になりません）

**給付金の支給を受けるためには、まず、訴訟を提起していただく必要があります**

- ◎ 給付金の支給を受けるためには、まず、国を被告として訴訟を提起していただく必要があります。（弁護士会などにご相談ください）
- ◎ 裁判手続の中では、製剤投与の事実・製剤投与と感染の因果関係・C型肝炎の症状について判断されます。（これらが認められた場合のみ弁護士費用は国等が負担することになっています。）

**給付金の請求方法など**

裁判で和解等が成立したら独立行政法人 医薬品医療機器総合機構に給付金の支給を請求していただく必要があります。

＜添付書類＞

- ① 製剤投与の事実、因果関係、症状を証明する裁判での和解調書等の正本又は謄本
- ② 給付金支給申請書
- ③ 住民票の写しその他給付金支給請求書に記載した事実を証明する書類

\*給付金は原則として平成20年1月16日から5年以内に請求が必要です。

**問い合わせ先**

**独立行政法人 医薬品医療機器総合機構**

☎0120-780-400（この番号は携帯電話および公衆電話からは利用不可）

☎03-3506-9508（いずれも月～金曜日の受付時間は 9:00～18:00）

給付金の支給に関するホームページ

<http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai/c-kanen.html>